

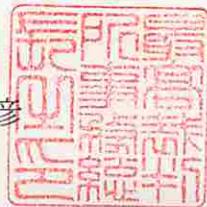
最高裁秘書第1221号

平成28年4月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成28年3月24日付け（同月25日受付、最高裁秘書第1037号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

平成20年7月10日付け最高裁総一第 000966 号総務局長依命通達「検察審査会事務局に置く係について」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

検察審査会事務局に置く係について

平成20年7月10日総一第000966号地方
裁判所長あて総務局長依命通達

改正 平成21年3月27日総一第000339号
平成21年4月2日総一第000342号

標記の係について下記のとおり定めましたので、これによってください。
なお、検察審査会事務局長に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

記

第1 検察審査会事務局の課に置く係

検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）第29条第1項の規定に基づき最高裁判所が指定した検察審査会事務局の総務課に庶務係及び企画係を、審査課に調査係及び会議係をそれぞれ置き、各係の分掌事務は、次のとおりとする。

1 庶務係

- (1) 検察審査員の選定に関する事項
- (2) 検察審査員の適格審査に関する事項
- (3) 検察審査員の旅費、日当及び宿泊料の支給に関する事項
- (4) 文書の発送、接受及び保管に関する事項
- (5) 選挙管理委員会との連絡に関する事項
- (6) 他の係に属しない事項

2 企画係

- (1) 検察審査会制度の普及宣伝に関する事項
- (2) 検察審査会の手続等の相談に関する事項

3 調査係

- (1) 職権審査に必要な調査及び資料の収集に関する事項
- (2) 申立事件の調査に関する事項
- (3) 検察事務の改善に関する調査及び研究に関する事項
- (4) 資料の整備及び保管に関する事項

4 会議係

- (1) 検察審査会の招集手続に関する事項
- (2) 会議録の作成及び保管に関する事項
- (3) 証拠品の領置及び保管に関する事項

第2 課が置かれていない検察審査会事務局に置く係

1 別表第1に掲げる検察審査会事務局に庶務係、調査係及び会議係を置き、庶務係の分掌事務は第1に定める庶務係及び企画係の分掌事務を合わせたものとし、調査係及び会議係の分掌事務は第1に定めるところと同様とする。

2 別表第2に掲げる検察審査会事務局に庶務係及び調査係を置き、庶務係の分掌事務は第1に定める庶務係及び企画係の分掌事務を合わせたものとし、調査係の分掌事務は第1に定める調査係及び会議係の分掌事務を合わせたものとする。

付 記

1 この通達は、平成20年7月15日から実施する。
2 昭和26年5月1日付け最高裁判所総二第56号総務局長通知及び依命通達「課を置くべき検察審査会事務局の指定及び検察審査会事務局各課の各係等の事務分掌について」は、平成20年7月14日限り、廃止する。

付 記（平成21. 3. 27総一第000339号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

付 記（平成21. 4. 2総一第000342号）

この通達は、平成21年4月20日から実施する。

(別表第1)

東京第二検察審査会事務局
東京第三検察審査会事務局
東京第四検察審査会事務局
東京第五検察審査会事務局
東京第六検察審査会事務局
立川検察審査会事務局
横浜第二検察審査会事務局
横浜第三検察審査会事務局
大阪第二検察審査会事務局
大阪第三検察審査会事務局
大阪第四検察審査会事務局
神戸第二検察審査会事務局
広島第二検察審査会事務局
高松検察審査会事務局

(別表第2)

さいたま第二検察審査会事務局
千葉第二検察審査会事務局
水戸検察審査会事務局
宇都宮検察審査会事務局
前橋検察審査会事務局
静岡検察審査会事務局
甲府検察審査会事務局
新潟検察審査会事務局
堺検察審査会事務局
京都第二検察審査会事務局
姫路検察審査会事務局
大津検察審査会事務局
名古屋第二検察審査会事務局
津検察審査会事務局
岐阜検察審査会事務局
山口検察審査会事務局
岡山検察審査会事務局
福岡第二検察審査会事務局
小倉検察審査会事務局
長崎検察審査会事務局
大分検察審査会事務局
熊本検察審査会事務局
鹿児島検察審査会事務局
那覇検察審査会事務局
仙台検察審査会事務局
山形検察審査会事務局
盛岡検察審査会事務局
徳島検察審査会事務局
高知検察審査会事務局
松山検察審査会事務局

編注 検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）第29条第1項の規定に基づき最高裁判所が指定した検察審査会事務局は、次のとおりである。

（平成21年4月1日現在）

（次の総務局長通知及び依命通達、総務局長事務取扱通知参照）

昭和26年5月1日総二第56号
昭和33年8月13日総総第229号
昭和59年3月28日総一第105号
平成21年3月27日総一第000338号

東京第一検察審査会事務局
横浜第一検察審査会事務局
さいたま第一検察審査会事務局
千葉第一検察審査会事務局
大阪第一検察審査会事務局
京都第一検察審査会事務局
神戸第一検察審査会事務局
名古屋第一検察審査会事務局
広島第一検察審査会事務局
福岡第一検察審査会事務局

札幌検察審査会事務局